

託送供給余剰電力購入要綱

平成26年4月1日 実施

九州電力株式会社

託送供給余剰電力購入要綱

目 次

1	適 用	1
2	料 金	1
3	接続供給契約にともなう余剰電力	1
4	振替供給契約にともなう余剰電力	2
5	料金の算定期間	3
6	支払義務の発生および支払期日	3
7	支 払 方 法	4
8	そ の 他	5
附 則		6
別 表		7

1 適 用

- (1) 当社が、当社の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（以下「託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）により契約者に託送供給を実施するにあたり、負荷変動等にもない発生する余剰電力を購入する場合、契約者と当社との協議が整ったときの料金その他の条件は、この託送供給余剰電力購入要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。ただし、この要綱における契約者、発電者および契約期間は、それぞれ当該接続供給契約または当該振替供給契約と同一としていただきます。
- (2) 当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の条件は、変更後の託送供給余剰電力購入要綱によります。

2 料 金

料金は、接続供給の場合は、3（接続供給契約にともなう余剰電力）によって算定された余剰電力購入料金とし、振替供給の場合は、4（振替供給契約にともなう余剰電力）によって算定された余剰電力購入料金といたします。

3 接続供給契約にともなう余剰電力

(1) 適 用 範 囲

接続供給の場合で、30分ごとの受電地点で計量された電力量（通告電力量を受電電力量とするものについては、その30分の通告電力量とし、通告変更が行なわれた場合は変更後のものといたします。また、受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）が、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕25（電力および電力量の算定）⁽¹⁰⁾または託送約款〔特定電気事業用〕24（電力および電力量の算定）⁽¹⁰⁾で算定

されたその30分の接続対象電力量を上回る場合のその上回る電力量（以下「接続供給余剰電力量」といいます。）に適用いたします。

(2) 余剰電力購入料金

余剰電力購入料金は、その1月の接続供給余剰電力量によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、30分ごとの接続供給余剰電力量のうち、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕21（負荷変動対応電力）(3)口または託送約款〔特定電気事業用〕20（負荷変動対応電力）(3)口に定める変動範囲内基準電力量の値をこえる電力量については、無償といたします。

1 キロワット時につき	7 円 1 3 銭
-------------	-----------

4 振替供給契約にともなう余剰電力

(1) 適用範囲

振替供給の場合で、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）が、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕32（託送供給の実施）(2)りまたは託送約款〔特定電気事業用〕30（託送供給の実施）(2)りで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。また、受電地点が複数ある場合はその合計値といたします。）の値を上回る場合のその上回る電力量（以下「振替供給余剰電力

量」といいます。)に適用いたします。

(2) 余剰電力購入料金

余剰電力購入料金は、その1月の振替供給余剰電力量によって算定いたします。ただし、別表(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表(燃料費調整)1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表(燃料費調整)1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、30分ごとの振替供給余剰電力量のうち、契約振替供給電力の3パーセント相当を2で除した値をこえる電力量については、無償といたします。

1 キロワット時につき	7 円 1 3 銭
-------------	-----------

5 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、当該託送供給を開始し、もしくは当該接続供給契約または当該振替供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

6 支払義務の発生および支払期日

(1) 料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、当該接続供給契約または当該振替供給契約が消滅した場合は消滅日、託送約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用]25(電力および

電力量の算定) (12) または託送約款 [特定電気事業用] 24 (電力および電力量の算定) (12) の場合は、料金の算定期間の電力量を協議により定めた日に発生するものといたします。

- (2) 当社は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日(以下「支払期日」といいます。)までに料金をお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

7 支 払 方 法

- (1) 料金は、契約者が指定した金融機関を通じて払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

- (2) (1)の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

- (3) 当社が、料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)をお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

8 そ の 他

- (1) その他の事項については，託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕または託送約款〔特定電気事業用〕に定めるところによるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者と当社との協議によって定めます。

附

則

附 則

(この要綱の実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施いたします。

別 表

別 表

(燃 料 費 調 整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に購入する電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の接続供給余剰電力量または振替供給余剰電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。